

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	スポーツ基本法（平成23年法律第78号。平成23年6月24日公布、平成23年8月24日施行） 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。平成23年6月30日公布、同日施行） 地方税法附則12条の2の2 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日施行）
<p>【改正の概要】 上記法律及び補助金交付要綱の施行に伴い、愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する。</p> <p>改正内容</p> <p>1 ゴルフ場利用税の不均一課税 ゴルフ場利用税の不均一課税の適用条文中、根拠法である「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」に改められたことに伴う改正。</p> <p>2 自動車税の減免 生活交通路線を運行するバスの自動車税の減免の根拠として条例で規定する「バス運行対策費補助金」が「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」に変更されたことに伴う改正。</p> <p>3 自動車取得税の非課税 上記法律の施行により地方税法附則が、過疎地域で運行する一般乗合用バスの取得に係る非課税対象について、道府県の条例で定めるバス路線で運行するバスの取得と改正されたことに伴う改正。 改正前 地方バス路線維持のため国の車両購入補助を受けて取得した一般乗合用のバスで、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供される車両。（地方税法施行規則附則で規定） 改正後 国庫補助対象路線を運行するバスとして国と県の車両購入補助を受けて取得した車両。（改正前と同じものを非課税対象として条例で規定） ・平成23年7月1日以降平成24年3月31日までの取得について適用。</p>	
施行日	1, 3 公布の日 2 平成24年4月1日
その他参考事項	